

教育委員会会議 定例会

令和2年10月22日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 23 号 山梨県社会教育委員の委嘱・任命について

第 24 号 山梨県図書館協議会委員の委嘱・任命について

2 報 告 事 項

(7) 令和2年度山梨県教育功労者表彰について

3 その他報告

(9) 令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について

(10) 令和2年度中学校卒業予定者の第1次進路希望調査結果の概要について

議 案 第 2 3 号

山梨県社会教育委員の委嘱・任命について

社会教育法（昭和24年法律第20号）第15条及び山梨県社会教育委員に関する条例（昭和24年山梨県条例第54号）により、山梨県社会教育委員を別紙のとおり委嘱・任命する。

提案理由

現山梨県社会教育委員は、令和2年10月31日をもって任期満了となるので、その後任を委嘱する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

件名	山梨県社会教育委員の委嘱・任命について
経緯	<p>1 社会教育委員の法的根拠 社会教育法第15条及び山梨県社会教育委員に関する条例</p> <p>2 職務 ・ 社会教育に関する諸計画の立案 ・ 教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる</p> <p>3 最近の諮問事項 ○地域社会を担う人材の育成を進める社会教育のありかた ～地域の課題に向き合う持続可能な地域社会づくりをめざして～ (平成28年～平成30年) ○「つながり」を基盤として地域の活力を醸成する社会教育のあり方 ～多様な人々がかかわり合う、包摂的社会づくりをめざして～ (平成30年～令和2年)</p>
内容	<p>1 委嘱・任命 任期满了に伴い、新たに別紙(案)のとおり行う。</p> <p>2 委嘱の基準 山梨県社会教育委員に関する条例及び附属機関等設置要綱により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から、男女比、地域、年齢などを考慮して人選した。</p> <p>3 委員の定数 15名 (うち、2名以内の委員は公募による委嘱)</p> <p>4 公募委員選考経過 ・ 募集期間 令和2年8月3日(月)～8月31日(水) ・ 応募者数 8名(男性6名 女性2名) ・ 選考 社会教育委員公募委員選考委員会要領及び社会教育委員公募委員選考基準に基づき、2名の候補者を選考</p> <p>5 委員の任期 2年 (令和2年11月1日～令和4年10月31日)</p> <p>6 委員の委嘱 教育委員会が委嘱する 委嘱式 令和2年11月26日(木)午後2時～2時30分(予定)</p>

議案第24号

山梨県図書館協議会委員の委嘱・任命について

図書館法（昭和25年法律第118号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により、山梨県図書館協議会委員を、現在の委員に代えて新たに委嘱する。

山梨県図書館協議会委員の氏名（別紙）

提案理由

現山梨県図書館協議会委員は、令和2年12月3日をもって任期満了となることから、その後任者を委嘱する必要がある。

件名	山梨県図書館協議会委員の委嘱・任命について
経緯	<p>1 図書館協議会委員の法的根拠 図書館法第14条及び第15条並びに山梨県附属機関の設置に関する条例</p> <p>2 職務 山梨県立図書館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務</p> <p>3 最近の諮問事項 ○山梨県民図書館としてのサービスについて -6つのコンセプトの具現化を目指して- (平成26年～平成28年) ○今後の事業の在り方と新たな取り組みの可能性について (平成28年～平成30年) ○県立図書館の運営と事業の取組について (平成30年～令和2年)</p>
内容	<p>1 委嘱・任命 任期満了に伴い、新たに別紙(案)のとおり行う。</p> <p>2 委嘱の基準 図書館法第14条及び第15条並びに山梨県附属機関の設置に関する条例及び附属機関等設置要綱により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から、男女比、地域、年齢などを考慮して人選した。</p> <p>3 委員の定数 15名 (うち、2名の委員は公募による委嘱)</p> <p>4 公募委員選考経過 ・ 募集期間 令和2年8月3日(月)～8月31日(月) ・ 応募者数 6名(男4名 女性2名) ・ 選考 令和2年10月1日に山梨県図書館協議会公募委員選考委員会にて、2名の候補者を選考</p> <p>5 委員の任期 2年 (令和3年2月1日～令和5年1月31日)</p> <p>6 委員の委嘱 教育委員会が委嘱する</p>

(令和2年10月22日)

課室名

総務課

件名	令和2年度山梨県教育功労者表彰について														
経緯	<p>山梨県教育委員会表彰規則に基づき、毎年11月に「山梨県教育功労者表彰」を実施している。</p> <p>表彰の対象は、本県の教育行政、学校教育等の振興発展に貢献した方々である。</p> <p>この制度は昭和25年から始まり、本年度で被表彰者は1,186人となる。</p>														
内容	<p>1 本年度は</p> <p>山梨県教育功労者 26人を決定した。 詳細は別紙のとおりである。</p> <p><山梨県教育功労者の内訳></p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 学校教育分野のうち県立学校</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>(2) 学校教育分野のうち小中学校</td> <td>1.6人</td> </tr> <tr> <td>(3) 社会教育分野</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>(4) 学校保健分野</td> <td>1人</td> </tr> </table> <p>2 表彰式は令和2年11月4日(水)午後2時から「ベルクラシック甲府」において行う。</p> <p>3 報道対応については、次のとおり</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 資料配付</td> <td>令和2年10月26日(月)</td> </tr> <tr> <td>(2) 報道解禁</td> <td>テレビ・ラジオ 11月 2日(月) 17時</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新 聞 11月 3日(祝・火) 朝刊</td> </tr> </table>	(1) 学校教育分野のうち県立学校	8人	(2) 学校教育分野のうち小中学校	1.6人	(3) 社会教育分野	1人	(4) 学校保健分野	1人	(1) 資料配付	令和2年10月26日(月)	(2) 報道解禁	テレビ・ラジオ 11月 2日(月) 17時		新 聞 11月 3日(祝・火) 朝刊
(1) 学校教育分野のうち県立学校	8人														
(2) 学校教育分野のうち小中学校	1.6人														
(3) 社会教育分野	1人														
(4) 学校保健分野	1人														
(1) 資料配付	令和2年10月26日(月)														
(2) 報道解禁	テレビ・ラジオ 11月 2日(月) 17時														
	新 聞 11月 3日(祝・火) 朝刊														

令和2年10月22日(木)

義務教育課・高校教育課

件名	令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について																			
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省主管)の本県の結果を報告するものである。 ・この調査は、暴力行為・いじめ・不登校等の実態など生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策推進の参考にするために、毎年実施しているものである。 ・本日は、公立小・中・高等学校における暴力行為と不登校、公立小・中・高等学校、特別支援学校におけるいじめ、高等学校における中途退学者数について報告する。 ・文部科学省の調査は、公立学校に加えて、国・私立学校も調査しているが、県の報告は、公立学校の調査結果である。 ・調査期間は令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)である。 																			
概要	<p>1 暴力行為の発生件数 【 】内は前年度</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>公立小・中・高</td> <td>総件数</td> <td>288件【228件】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管理下</td> <td>278件【216件】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管理下以外</td> <td>10件【12件】</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> (1) 発生総件数は、前年度と比較して60件増加した。 (小学校+62件 中学校-6件 高等学校+4件) (2) 1,000人あたりの発生件数は、3.8件であった。(全国6.1件) (3) 形態別では、前年度と比較して、対教師暴力が+16件、生徒間暴力が+38件、対人暴力が-1件、器物損壊が+7件であった。 <p>2 いじめの認知件数 【 】内は前年度</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>公立小・中・高・特支</td> <td>7,744件【6,356件】</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> (1) 認知件数は、前年度と比較して1,388件増加した。 (小学校+1,221件 中学校+135件 高校+27件 特支+5件) (2) 1,000人あたりの認知件数は、100.3件であった。(全国46.5件) (3) いじめの解消状況としては、「解消しているもの」は、小学校で87.3%、中学校で86.8%、高等学校で77.1%、特別支援学校で79.2%であった。年度末に休校の措置をした関係もあり、解消率は例年よりも低い。(※県による6月末・9月末実施のいじめの追調査での「解消しているもの」を含めた割合は、小学校で99.1%、中学校で99.5%、高等学校で98.5%、特別支援学校で97.9%である。) <p>3 不登校者数(30日以上、不登校を理由に欠席した児童生徒数) 【 】内は前年度</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>公立小・中・高</td> <td>1,377人【1,249人】</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> (1) 不登校者数は、前年度と比較して128人増加した。 (小学校+9人 中学校+117人 高等学校+2人) (2) 公立小・中学校の不登校児童生徒数の全児童生徒数に占める割合 2.1%【1.8%】 (全国公立小・中1.9%【1.7%】) (3) 公立高校の不登校生徒数の全生徒数に占める割合 0.8%【0.8%】 (全国公立1.8%【1.8%】) <p>4 中途退学者数 【 】内は前年度</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>公立高等学校</td> <td>130人【155人】</td> </tr> <tr> <td>全日制高校</td> <td>87人【116人】</td> </tr> <tr> <td>定時制高校</td> <td>43人【39人】</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> (1) 中途退学者数は、前年度と比較して25人減少した。 (全日制-29人 定時制+4人) (2) 中途退学者数の全生徒数に占める割合 全日制高校 0.5%【0.7%】 (全国公立0.7%【0.8%】) 定時制高校 6.7%【5.8%】 (全国公立8.5%【9.3%】) 	公立小・中・高	総件数	288件【228件】		管理下	278件【216件】		管理下以外	10件【12件】	公立小・中・高・特支	7,744件【6,356件】	公立小・中・高	1,377人【1,249人】	公立高等学校	130人【155人】	全日制高校	87人【116人】	定時制高校	43人【39人】
公立小・中・高	総件数	288件【228件】																		
	管理下	278件【216件】																		
	管理下以外	10件【12件】																		
公立小・中・高・特支	7,744件【6,356件】																			
公立小・中・高	1,377人【1,249人】																			
公立高等学校	130人【155人】																			
全日制高校	87人【116人】																			
定時制高校	43人【39人】																			

【公立小・中学校】

1 暴力行為

- (1) 暴力行為の発生件数 【 】内は前年度の発生件数
 小学校 131 件 (管理下 128 件 管理下以外 3 件) 【 69 件 (下 67 外 2)】
 中学校 126 件 (管理下 121 件 管理下以外 5 件) 【132 件 (下 124 外 8)】
 前年度より小学校+62 件 (前年度比+89.9%) 中学校-6 件 (前年度比-4.5%)

- (2) 1,000 人当りの発生件数
 小学校 3.4 件 (全国公立 6.8 件) 中学校 6.3 件 (全国公立 9.1 件)

- (3) 暴力行為の発生学校数 <>内は発生学校数の割合
 学校の管理下 小学校 33 校<19.3%>中学校 26 校<31.3%>
 学校の管理下以外 小学校 3 校< 1.8%>中学校 4 校< 5.0%>

- (4) 形態別発生件数 【 】内は前年度の発生件数
 「対教師暴力」 小 32 件 【 31 件】 中 19 件 【 4 件】
 「生徒間暴力」 小 92 件 【 30 件】 中 74 件 【100 件】
 「対人暴力」 小 1 件 【 2 件】 中 4 件 【 6 件】
 「器物損壊」 小 6 件 【 6 件】 中 29 件 【 22 件】

- (5) 発生件数に対する割合
 「対教師暴力」 小 24.4% 中 15.1%
 「生徒間暴力」 小 70.2% 中 58.7%
 「対人暴力」 小 0.8% 中 3.2%
 「器物損壊」 小 4.6% 中 23.0%

内

容

2 いじめ

- (1) いじめの認知学校数 < >は認知率 【 】は前年度の認知学校数
 小学校 156 校<91.2%> 【150 校】 (全国公立 88.6%)
 中学校 73 校<88.0%> 【 75 校】 (全国公立 88.9%)

- (2) いじめの認知件数 【 】内は前年度の認知件数
 小学校 5,995 件 【 4,774 件】
 中学校 1,496 件 【 1,361 件】
 合計 7,491 件 【 6,135 件】
 ・1 校あたりのいじめの認知件数
 小学校 35.1 件 (全国公立 24.6 件) 中学校 18.0 件 (全国公立 10.8 件)

- (3) いじめの現在の状況
- | | | | |
|---------------|-------------|-------------|---------|
| 「解消しているもの」 | 小学校 5,233 件 | 中学校 1,299 件 | |
| 「解消に向けて取り組み中」 | 小学校 753 件 | 中学校 197 件 | |
| 「その他」 | 小学校 9 件 | 中学校 0 件 | |
| 合計 | 小学校 5,995 件 | 中学校 1,496 件 | |
| 「解消しているもの」の割合 | 小学校 87.3% | 中学校 86.8% | 全 87.2% |

※県によるいじめの追調査での「解消しているもの」の割合 (9月30日 現在)
 小学校 99.1% 中学校 99.5% 全 99.1%

(4) 学年別の認知件数

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
小学校(件)	1,170	1,196	1,195	1,041	788	605
中学校(件)	825	428	243			

(5) 発見のきっかけ 上位3項目

・小学校：アンケート調査などの学校の取組	75.7%	(全国公立 58.4%)
いじめられた児童からの訴え	12.4%	(全国公立 15.5%)
担任が発見	6.3%	(全国公立 10.6%)
・中学校：アンケート調査など学校の取組	66.6%	(全国公立 37.5%)
いじめられた生徒からの訴え	15.1%	(全国公立 25.1%)
担任が発見	6.9%	(全国公立 9.7%)

(6) いじめられた児童生徒の相談の状況 上位3項目 ※複数回答

・小学校：学級担任	84.9%	(全国公立 82.4%)
保護者や家族	10.9%	(全国公立 20.8%)
誰にも相談していない	6.4%	(全国公立 5.3%)
・中学校：学級担任	78.3%	(全国公立 76.6%)
保護者や家族	22.7%	(全国公立 24.3%)
友人	18.3%	(全国公立 8.8%)

(7) いじめの態様 上位3項目 ※複数回答

・小学校：冷やかす・からかい	63.0%	(全国公立 61.0%)
軽くぶつかる・叩かれる・蹴られる	27.6%	(全国公立 23.6%)
仲間はずれ・無視	17.2%	(全国公立 13.9%)
・中学校：冷やかす・からかい	71.3%	(全国公立 66.4%)
軽くぶつかる・叩かれる・蹴られる	17.5%	(全国公立 13.8%)
仲間はずれ・無視	14.2%	(全国公立 12.2%)

(8) 学校における「いじめ」に対する特別な対応 上位3項目

・いじめる児童生徒への特別な対応：		
いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	44.2%	
保護者への報告	32.6%	
別室指導	1.9%	
・いじめられた児童生徒への特別な対応：		
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施	3.0%	
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った	1.1%	
別室の提供や常時職員がついて心身の安全の確保	0.7%	

(9) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 上位3項目 ※複数回答

・小学校：		
職員会議等を通じていじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	170校	
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	170校	
いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	169校	

内容

- ・中学校：
職員会議等を通じていじめの問題について教職員間で共通理解を図った。 82校
いじめ防止等の対策のための組織を招集した。 82校
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。 79校

(10) いじめの日常的な取組のために学校が直接児童生徒に行った具体的な方法について

- ・アンケート実施率 小学校 167校<100%> 中学校 80校<100%>
実施頻度
小学校 年1回：0% 年2～3回：89.2% 年4回以上：10.8%
中学校 年1回：0% 年2～3回：68.8% 年4回以上：31.2%
実施方法 ※複数回答
小学校 記名式：82.6% 無記名式：17.4% 記名か無記名か選択式：13.8%
中学校 記名式：71.3% 無記名式：16.3% 記名か無記名か選択式：25.0%
- ・個別面談の実施 小学校 160校<95.8%> 中学校 73校<91.3%>
- ・「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等 小学校 105校<62.9%> 中学校 78校<97.5%>
- ・家庭訪問 小学校 148校<88.6%> 中学校 69校<86.3%>

(11) いじめ防止対策推進法に関して

- ・「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数 ※単位は市町村
策定済：26 策定に向けて検討中：2 策定するかどうかを検討中：0
策定しない：0
- ・「いじめ問題対策連絡協議会」（法14条第1項）を設置した自治体数 ※単位は市町村
条例設置：11 条例設置でないが法の趣旨を踏まえた会議体を設置：9
設置に向けて検討中：8 設置するかどうかを検討中：0 設置しない：0
- ・条例により「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数
「教育委員会の附属機関」 ※単位は市町村
設置済：17 設置に向けて検討中：7 設置するかどうかを検討中：4
設置しない：0
「地方公共団体の長の附属機関」 ※単位は市町村
設置済：18 設置に向けて検討中：4 設置するかどうかを検討中：6
設置しない：0

3 不登校 定義：30日以上、不登校を理由に欠席した児童生徒数

(1) 不登校児童生徒数 【 】内は前年度の不登校児童生徒数

- ・小学校 298人【289人】
(内 90日以上151人、内 出席日数10日以下36人、内 出席日数0日13人)
- ・中学校 930人【813人】
(内 90日以上541人、内 出席日数10日以下104人、内 出席日数0日29人)
- ・合計 1,228人【1,102人】

(2) 不登校児童生徒の全児童生徒に占める割合 【 】内は前年度の割合

- ・小学校 0.8%【0.7%】 (全国公立0.8%【0.7%】)
- ・中学校 4.6%【4.0%】 (全国公立4.1%【3.8%】)
- ・合計 2.1%【1.8%】 (全国公立1.9%【1.7%】)

(3) 学年別不登校児童生徒数と前年度からの継続数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
不登校 (人)	18	27	41	43	79	90	272	300	358
継続数 (人)		10	18	14	38	44	64	159	234
継続割合 (%)		37.0	43.9	32.6	48.1	48.9	23.5	53.0	65.4

前年度の学年別不登校者数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
不登校 (人)	14	32	26	55	65	97	203	297	313

(4) 不登校の要因 上位3項目 ※主たるもののみ・全不登校者に対する割合

・小学校:

無気力・不安	47.7%	(全国公立 41.2%)
親子の関わり方	20.1%	(全国公立 16.7%)
生活リズムの乱れ、遊び、非行	9.4%	(全国公立 10.3%)

・中学校:

無気力・不安	42.7%	(全国公立 39.7%)
いじめを除く友人関係の問題	12.7%	(全国公立 17.3%)
生活リズムの乱れ、遊び、非行	10.2%	(全国公立 8.6%)

内

(5) 不登校児童生徒への指導結果の状況 < >内の%は不登校児童生徒数に対する割合

【 】内は前年度の人数

・指導の結果登校するまたはできるようになった児童生徒数

小学校	60人<20.1%>	【108人】	(全国公立 22.8%)
中学校	248人<26.7%>	【238人】	(全国公立 22.8%)
合計	308人<25.1%>	【346人】	(全国公立 22.8%)

・継続した登校には至らないが好ましい変化が見られるようになった児童生徒数

小学校	72人<24.2%>	【50人】	(全国公立 23.1%)
中学校	195人<21.0%>	【168人】	(全国公立 23.3%)
合計	267人<21.7%>	【218人】	(全国公立 23.3%)

・上記の合計

小学校	132人<44.3%>	【158人】	(全国公立 45.9%)
中学校	443人<47.6%>	【406人】	(全国公立 46.1%)
合計	575人<46.8%>	【564人】	(全国公立 46.1%)

容

<全ての問題行動に対して>

- (1) 「山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）」や「令和2年度山梨県学校教育指導重点」に沿った取組により、きめ細かな生徒指導体制の更なる整備・充実を図る。
- (2) 「魅力ある学校づくり」（未然防止）を目指す。
 - ① 「居場所づくり」と「絆づくり」の推進
 - ② 未然防止の取組について生徒指導主事研修会等での情報提供
 - ③ 安心できる学級づくりの推進
 - ④ SOSの出し方に関する教育の推進
- (3) 道徳教育を充実し、豊かな心を育むことで、問題行動の未然防止に努める。
 - ① やまなし道徳教育研究推進事業
 - ・全公立小・中学校において道徳の授業を地域や保護者に公開、家庭・地域と連携した道徳的実践活動の実施
 - ・全小・中学校の道徳担当者に対して道徳教育についての実践的な研修の実施
 - ② 「しなやかな心の育成プロジェクト」
 - ・各小・中学校の道徳教育重点目標に沿った具体的な取組の実施
- (4) いじめ・不登校対策事業を効果的に推進していく。
 - ① スクールカウンセラー活用事業
 - ・スクールカウンセラーの配置 小学校 166 校、中学校 80 校
 - ・要請訪問によるスクールカウンセラーの派遣
 - ② 教育支援センター運営事業
 - ・チーフスクールカウンセラーの配置
 - ・市町村教育支援センターへの指導助及び配置スクールカウンセラーへの助言
 - ③ スクールソーシャルワーカー活用事業
 - ・要請によるスクールソーシャルワーカーの派遣（教育事務所に11名配置）
 - ④ 研修事業
 - ・思春期の子どもと向き合う保護者のためのセミナー
 - ⑤ 相談事業
 - ・面接による教育相談事業（総合教育センター相談支援部）
 - 対象：生徒・保護者・教員
 - ・いじめ不登校ホットライン事業（総合教育センター相談支援部）
 - 休日を含め、24時間体制で電話相談を実施
 - ・地域連携子どもと親と教師のための教育相談事業（山梨大学と県教委の連携事業）
 - 問題行動の未然防止や早期発見・早期対応
- (5) 「学力向上総合対策事業」を中心に、基礎学力の定着や学ぶ意欲を高める指導を工夫する。
 - ① 市町村（組合）教育委員会と学校とが連携する授業改善、家庭学習の定着等の取組の推進
 - ② 学力向上対策会議の開催
 - ③ 「山梨県学力把握調査」「学びのサイクル改善事業」「主体的・対話的で深い学び推進事業」の実施による授業改善
- (6) 保幼小連携、小中連携を強化し、児童生徒が抱えるストレスに適切に対応する。

<暴力行為について>

- (1) 一人一人に寄り添った対応を行う。(校内の指導体制の確立)
- (2) チームによる支援を進める。(共通理解、実践・早期対応)
 - ①適切な対応を図るための幼稚園から小学校、小学校から中学校などへの系統的、継続的な支援
 - ②スクールソーシャルワーカー事業等を活用した家庭や関係機関との連携の強化
 - ③スクールカウンセラー事業等による教育相談活動の更なる充実
 - ④特別支援教育との連携

<いじめについて>

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」による具体的な計画や取組を確実に実施する。
 - ①未然防止から早期発見、対処へと至る一連の取組の確実な実施
 - ②国、県の「いじめの防止等のための基本的な方針」を参考に、児童生徒や地域の実態に即した「学校いじめ防止基本方針」の見直し
- (2) 「学校いじめ防止対策の組織」を核とした、いじめ防止のための体制づくりを行う。
 - ①未然防止から、早期発見、早期対応のための体制づくり
 - ②「いじめアンケート調査」、「個別面談」、「個人ノートや生活ノート」の実施
 - ③教職員の資質能力向上のための校内研修、PDCAサイクルで取り組むための基本方針の見直し

<不登校について>

- (1) 本人の悩み等に寄り添った対応を行う。
 - ①教育相談体制の充実 (スクールカウンセラー活用事業など)
 - ②児童生徒の一人一人の自立心を養成 (道徳や特別活動の充実)
 - ③急増する中1での不登校対応のための小中連携の充実 (小学校から中学校への情報の伝達や相互参観等、様々な行動連携の推進)
- (2) 人間関係づくりの推進を行う。
 - ①さまざまな体験活動による、コミュニケーション能力や豊かな心の育成
 - ②「人間関係づくり」を目標にした特別活動 (学級活動や児童会生徒会活動、学校行事、クラブ活動 (小学校のみ)) の充実
 - ③スクールカウンセラー等を活用した人間関係づくりのスキルアップ
- (3) 家庭の生活環境、親子関係をめぐる問題への対応を行う。
 - ①スクールソーシャルワーカー事業による家庭環境等への支援を行うに当り、各市町村福祉担当課や児童相談所等との連携を強化
 - ②保護者のための不登校研修会の開催
 - ③適応指導教室の活用
- (4) 成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い等の学業不振の問題への対応を行う。
 - ①「学力向上総合対策事業」等による基礎学力の定着や学ぶ意欲を高める指導の工夫
 - ②「やまなしスタンダード」授業づくりの7つの視点による小・中学校の授業改善
 - ③「学力向上キャラバン」による児童生徒、保護者へのアドバイス
- (5) 市町村教育委員会への対応を行う。
 - ①市町村の不登校への具体的な方策や課題等の情報交換と効果的な対策の推進
 - ②市町村の教育支援センターの設置及び教室運営の充実に向けた会議及び研修会の開催

義務教育課 指導主事 古屋秀輝
Tel 055-223-1789 (内) 8247

【公立高等学校・特別支援学校】

1 暴力行為

公立高等学校 31 校

「全日制校 24 校（県立 22 校＋市立 2 校）＋全定併置校 5 校＋定時制校 1 校＋定通併置校 1 校」

- (1) 暴力行為の発生件数 【 】内は前年度の発生件数
 31 件（学校管理下 29 件 管理下以外 2 件）【 27 件（管理下 25 件 以外 2 件）】
 前年度より＋4 件（前年度比＋14.8%）
- (2) 1,000 人当りの発生件数
 1.75 件（全国公立 2.1 件）
- (3) 暴力行為の発生学校数 < >内は発生学校数の割合
 学校の管理下で発生した学校数 13 校 <41.9%>
 学校の管理下以外で発生した学校数 2 校 <6.5%>
- (4) 形態別発生件数 【 】内は前年度の発生件数
 「対教師暴力」 1 件【 1 件】
 「生徒間暴力」 21 件【 19 件】
 「対人暴力」 2 件【 0 件】
 「器物損壊」 7 件【 7 件】
- (5) 暴力行為の総発生件数（31 件）に対する割合
 「対教師暴力」 3.2%
 「生徒間暴力」 67.7%
 「対人暴力」 6.5%
 「器物損壊」 22.6%

内
容

2 いじめ 特別支援学校を含む 49 校 「公立高等学校 37 校＋特別支援学校 12 校」

公立高等学校 37 校「全日制校、定時制校、全定併置校は全日制、定時制、定通併置校は定時制、通信制それぞれ 1 校（計 2 校）として計算」 特別支援学校 12 校（分校も 1 校とする）
 「全日制校 29 校（県立 27 校＋市立 2 校）＋定時制 7 校＋通信制 1 校＋特別支援学校 12 校」

- (1) いじめの認知学校数 < >は認知率 【 】内は前年度の認知学校数
 高等学校 33 校<89.2%> 【 32 校】（全国公立 69.6%）
 特別支援学校 6 校<50.0%> 【 6 校】（全国公立 45.8%）
- (2) いじめの認知件数 【 】内は前年度の認知件数
 高等学校 205 件【178 件】
 特別支援学校 48 件【 43 件】
 合計 253 件【221 件】
 ・1 校あたりのいじめの認知件数
 高等学校 5.5 件【 4.8 件】（全国公立 3.4 件）
 特別支援学校 4.0 件【 3.6 件】（全国公立 2.7 件）
- (3) いじめの現在の状況
- | | | |
|----------------|----------|---------|
| ・「解消しているもの」 | 高校 158 件 | 特支 38 件 |
| ・「解消に向けて取り組み中」 | 高校 46 件 | 特支 10 件 |
| その他 | 1 件（転学） | |
| 合計 | 高校 205 件 | 特支 48 件 |
- 「解消しているもの」の割合 高校 77.1% 特支 79.2% 全 77.5%

※令和 2 年度第 1 回「いじめ実態調査（県独自調査）」において、令和 2 年 4 月 1 日～6 月 30 日間の継続いじめ件数は高校 3 件、特支 1 件であった。

（令和元年度のいじめ解消率は、高校 98.5%、特支 97.9%、全 98.4%）

(4) 学年別の認知件数

区分	1年	2年	3年	4年
高校 (件)	97	65	40	3

区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年
特支	小学部 (件)	0	1	2	0	0
	中学部 (件)	6	3	1		
	高等部 (件)	13	10	12		

(5) 発見のきっかけ 上位3項目

- ・高校：アンケート調査など学校の取組により発見 61.5% (全国公立 49.4%)
 本人からの訴え 22.0% (全国公立 26.8%)
 生徒からの情報 5.9% (全国公立 4.5%)
- ・特支：本人からの訴え 43.8% (全国公立 19.2%)
 アンケート調査など学校の取組により発見 18.8% (全国公立 45.0%)
 学級担任が発見 14.6% (全国公立 17.3%)

(6) いじめられた生徒の相談の状況 上位3項目 ※複数回答

- ・高校：学級担任に相談した 63.4% (全国公立 70.8%)
 保護者や家族等に相談した 18.0% (全国公立 23.8%)
 誰にも相談していない 14.6% (全国公立 7.6%)
- ・特支：学級担任に相談した 89.6% (全国公立 77.4%)
 保護者や家族等に相談した 27.1% (全国公立 13.4%)
 学級担任以外の教職員に相談した 18.8% (全国公立 13.7%)

(7) いじめの態様 上位3項目 ※複数回答

- ・高校：冷やかしやからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる 60.5% (全国公立 61.5%)
 仲間はずれ、集団による無視をされる 17.6% (全国公立 15.8%)
 PCや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 17.6% (全国公立 19.0%)
- ・特支：冷やかしやからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる 54.2% (全国公立 54.6%)
 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする 41.7% (全国公立 21.5%)
 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 14.6% (全国公立 8.5%)

(8) 学校における「いじめ」に対する特別な対応 上位3項目 ※複数回答

・いじめられた生徒への特別な対応

高校：

- 保護者への報告 38.0%
- いじめられた生徒やその保護者に対する謝罪の指導 13.7%
- SC等の相談員がカウンセリングを行った 12.2%

特別支援学校：

- 保護者への報告 83.3%
- いじめられた生徒やその保護者に対する謝罪の指導 43.8%
- 別室指導した 22.9%

・いじめられた生徒への特別な対応

高校：

- SC等の相談員が継続的にカウンセリングを行った 26.8%
- 別室の提供や常時教職員が付いて心身の安全を確保した 10.7%
- 学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した 3.9%

内
容

- 特別支援学校：
- SC等の相談員が継続的にカウンセリングを行った 6.3%
 - 別室の提供や常時教職員が付いて心身の安全を確保した 6.3%
- (9) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 上位3項目 ※複数回答
- ・高校：
 - 職員会議等を通じて教職員間の共通理解を図る 37校<100%>
 - 学校いじめ防止基本方針のHP公表・周知理解 37校<100%>
 - 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し 37校<100%>
 - ・特別支援学校：
 - 職員会議等を通じて教職員間の共通理解を図る 12校<100%>
 - 道徳や学級活動で問題を取り上げ指導 12校<100%>
 - 児童・生徒会活動を通じて人間関係等を促進 12校<100%>
 - 学校いじめ防止基本方針のHP公表・周知理解 12校<100%>
 - 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し 12校<100%>
- (10) いじめの日常的な把握のために学校が直接行った具体的な方法
- ・アンケート調査実施率
 - 高等学校 100% (37校) 特別支援学校 91.7% (11校)
 - ・アンケート調査実施頻度
 - 高等学校 : 年1回 0校 年2~3回 36校 年4回以上 1校
 - 特別支援学校 : 年1回 6校 年2~3回 5校 年4回以上 0校
 - ・アンケート調査実施方法 ※複数回答
 - 高等学校 : 記名式 17校 無記名式 15校 記名・無記名の選択式 6校
 - 特別支援学校 : 記名式 2校 無記名式 6校 記名・無記名の選択式 3校
 - ・個別面談 高等学校 73.0% (27校) 特別支援学校 58.3% (7校)
 - ・教職員と生徒の日記等 高等学校 18.9% (7校) 特別支援学校 41.7% (5校)
 - ・家庭訪問 高等学校 16.2% (6校) 特別支援学校 41.7% (5校)
- (11) いじめ防止対策推進法に関して
- ・第12条に規定する「県のいじめ防止基本方針」の策定状況 (単位：県)
 - 山梨県は策定済み 【全国：策定済み100% (47/47都道府県)】
 - ・県の「いじめ問題対策連絡協議会」[法第14条第1項]の設置状況 (単位：県)
 - 山梨県は条例により設置済み 「山梨県いじめ問題対策連絡協議会」
 - ・条例により「重大事態」の調査を行うための機関の設置 (単位：県)
 - 山梨県は条例により県教育委員会の附属機関として設置済み 「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」
 - ・重大事態の再調査を行うための「地方公共団体の長の附属機関」の設置「単位：県」
 - 山梨県は条例により知事の附属機関として設置済み 「山梨県いじめ問題調査会」
- 3 不登校** 定義：30日以上、不登校を理由に欠席した生徒数
- 公立高等学校 36校「全日制校29校(県立27校+市立2校)+定時制7校」
(全日制校、定時制校、全定併置校は全日制、定時制それぞれ1校[計2校]として計算)
- (1) 不登校生徒数 【 】内は前年度の不登校生徒数
- ・全日制 93人【87人】
(内 90日以上欠席12人、内 出席日数10日以下2人、内 出席日数0日1人)
 - ・定時制 56人【60人】
(内 90日以上欠席2人、内 出席日数10日以下1人、内 出席日数0日1人)
 - ・合計 149人【147人】

内容

(2) 不登校生徒の全生徒に占める割合 【 】内は前年度の割合

- ・全日制 0.5%【0.5%】 (全国公立 1.2%)
- ・定時制 8.7%【8.9%】 (全国公立 16.1%)
- ・合計 0.8%【0.8%】 (全国公立 1.8%)

(3) 学年別不登校生徒数と前年度からの継続数

学年	全日制			定時制	
	高1	高2	高3	単位制	単位制
不登校(人)	28	29	8	28	56
継続数(人)	0	6	2	0	27
継続割合(%)	0.0	20.7	25.0	0.0	48.2

(4) 不登校の要因 上位3項目 ※主たるもののみ・全不登校者に対する割合

- ・全日制：
 - 無気力・不安(本人に係る状況) 25.8% (全国公立 32.6%)
 - いじめを除く友人関係をめぐる問題(学校に係る状況) 16.1% (全国公立 13.7%)
 - 転入学、進級時の不適応(学校に係る状況) 10.8% (全国公立 8.5%)
- ・定時制：
 - 無気力・不安(本人に係る状況) 60.7% (全国公立 38.0%)
 - 生活のリズムの乱れ、あそび、非行(本人に係る状況) 16.1% (全国公立 20.9%)
 - いじめを除く友人関係をめぐる問題(学校に係る状況) 7.1% (全国公立 6.3%)

(5) 不登校生徒への指導結果の状況 < >内の%は不登校生徒数に対する割合

【 】は前年度の人数

- ・指導の結果登校する又はできるようになった生徒数
 - ・全日制 24人<25.8%> 【45人】 (全国公立 41.9%)
 - ・定時制 9人<16.1%> 【11人】 (全国公立 28.8%)
 - ・合計 33人<22.1%> 【56人】 (全国公立 37.5%)
- ・継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった生徒数
 - ・全日制 13人<14.0%> 【9人】 (全国公立 11.5%)
 - ・定時制 20人<35.7%> 【26人】 (全国公立 13.4%)
 - ・合計 33人<22.1%> 【35人】 (全国公立 12.1%)
- ・上記の合計
 - ・全日制 37人<39.8%> 【54人】 (全国公立 53.4%)
 - ・定時制 29人<51.8%> 【37人】 (全国公立 42.2%)
 - ・合計 66人<44.3%> 【91人】 (全国公立 49.6%)

4 中途退学

公立高等学校 31校

〔全日制校 24校（県立 22校＋市立 2校）＋全定併置校 5校＋定時制校 1校＋定通併置校 1校〕

(1) 中途退学者数 【 】内は前年度の中途退学者数

・全日制	87人【116人】	-29人
・定時制	43人【39人】	+4人
・合計	130人【155人】	-25人

(2) 中途退学者の全高校生に占める割合（中途退学率）【 】内は前年度の割合

・全日制	0.5%【0.7%】	(全国公立 0.7%)
・定時制	6.7%【5.8%】	(全国公立 8.5%)

(3) 全日制中途退学者の学年別状況（人数）【 】内は前年度の人数

学年：	1年	2年	3年	：単位制[1～3年]
人数：	26人	40人	9人	：12人
	【44人】	【51人】	【10人】	：【11人】

(4) 全日制中途退学者の各学年生徒に占める割合「中途退学率」【 】内は前年度の割合

学年：	1年	2年	3年	：単位制[1～3年]
割合：	0.7%	1.0%	0.2%	：0.2%
	【1.1%】	【1.2%】	【0.2%】	【0.2%】

(5) 全日制の中途退学者の学科別状況（人数）

学科：	普通科	専門学科	総合学科
人数：	50人	29人	8人

(6) 中途退学の主な理由 上位3項目 < >内は理由数全体に対する割合

・全日制		
学校生活・学業不適応	39人	<44.8%>
進路変更	28人	<32.2%>
病気が死亡	8人	<9.2%>

(注)

・「学校生活・学業不適応」39人の内訳	上位3項目
もともと学校生活に熱意がない	13人
人間関係がうまく保てない	13人
その他	6人
・「進路変更」28人の内訳	上位3項目
別の高校へ入学を希望	18人
その他	6人
就職を希望	2人
高卒程度認定試験受験を希望	2人

・定時制		
学校生活・学業不適応	20人	<46.5%>
進路変更	13人	<30.2%>
問題行動	3人	<7.0%>

(注)

・「学校生活・学業不適応」20人の内訳	上位3項目
もともと学校生活に熱意がない	9人
人間関係がうまく保てない	4人
学校の雰囲気合わない	4人
・「進路変更」13人の内訳	上位3項目
就職を希望	6人
別の高校へ入学を希望	3人
その他	2人

内
容

<すべての問題行動に対して>

「山梨県教育振興基本計画」や「令和2年度山梨県学校教育指導重点」に沿ったきめ細かな生徒指導体制の更なる整備・充実を図る。

(1) 各校の相談支援体制整備のための支援

- ① スクールカウンセラー、非常勤養護講師、非常勤教育相談員を配置する。
- ② 各校からの要請によりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣する。

(2) 学校以外の教育相談機関の事業紹介

- ① 面接による教育相談事業（総合教育センター相談支援部）
- ② いじめ不登校ホットライン（24時間対応）事業（総合教育センター相談支援部）
- ③ 地域連携子どもと親と教師のための教育相談事業（山梨大学と県教委の連携事業）
- ④ 思春期の子どもと向き合う保護者のためのセミナー（義務教育課）

(3) 学校警察パートナーシップに基づく警察との連携

- ① 警察と情報共有を図った適切な指導の実施
- ② 各種安全教室や講話等の開催による啓蒙活動
- ③ スクールサポーターとの協力

(4) 高校生こころのサポートルーム活用事業の推進

公立高等学校および当該高等学校に在籍している特別な支援が必要な生徒に対し、総合教育センターの協力・助言のもと、富士見支援学校に設置する「高校生こころのサポートルーム」において、当該生徒が円滑に高等学校生活を送るための教育的な支援を行う。

(5) しなやかな心の育成推進事業の実施

子どもたちに豊かな人間性を育むことを目指し、学校、家庭や地域及び関係機関等と連携・協力して、粘り強く最後まで諦めない心や自分や他人の生き方・存在を認め合う柔軟な心である「しなやかな心」を育てる。

- ① 各校の道徳教育推進教師が中心となり、高校道徳教材『自分との出会い』の活用を推進し、高校道徳教育の充実に努める。
- ② 「気配り思いやりマナーアップ運動」を展開し、日常生活の中から自分と他者との関わりを考えさせる。
- ③ 様々な分野で活躍する地域の人や道徳教育推進に関係する地域ゆかりの人による「しなやかな心の育成」講演会を実施する。
- ④ 援助希求的態度を育むために「SOSの出し方に関する教育」の充実に努める。

(6) 情報共有や指導に関する研修のための連絡会議の実施（具体的な会議は次のとおり）

- ① 生徒指導主事を対象とした生徒指導主事連絡会議（年間6回実施）
- ② 教育相談担当者を対象とした教育相談連絡会議（年間3回実施）

「SOSの出し方に関する教育」についての講演会等の実施

<暴力行為について>

(1) 指導体制の確立

- ① 対応マニュアルの整備等、協働して対処していく校内体制の確立
- ② 生徒の悩みなどに早期対応するため、スクールカウンセラーを活用した相談支援体制の充実
- ③ スクールソーシャルワーカーを活用した保護者、地域、関係機関との連携強化

(2) 生徒の多面的、客観的な理解

- ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等異なる視点から専門的助言を求め、暴力行為の前兆の発見や早期対応を図る。

(3) 規範意識の育成

- ① 人権尊重・正義感や公正さ・命の大切さ等を取り入れた教育活動、他者との関わり方など社会性を身に付ける取組、体験学習やボランティア活動、地域社会と連携した取組の充実

問題行動等への対応について

<いじめ問題への対応>

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」に沿った具体的な計画や取組の確実な実施
 - ① 未然防止から早期発見、早期対応へ一連の取組を確実に実施する。
- (2) 「いじめ防止等の対策のための組織」を中心とした、いじめ防止のための体制作り
 - ① 未然防止、早期発見、早期対応のための体制作りに取り組む。
 - ② 「いじめアンケート調査」「個人面談」等を実施する。
 - ③ 教職員の資質能力向上のための校内研修、PDCA サイクルで取り組むための基本方針の見直しをする。
- (3) 「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」の開催
 - ① 各校からの「いじめアンケート調査」等の結果に基づいて分析し、対応を協議する。
※原則、学期に1回アンケート調査を実施し、年間3回開催する。
 - ② 個別の事案について、学校と連携しながら対応する。
 - ③ 協議・検証結果を、生徒指導主事連絡会議等でフィードバックする。

<不登校および中途退学者の対応について>

- (1) 魅力ある学校づくり
 - ① 全教職員がチームとなって授業研究に取り組む。
 - ② 「居場所づくり」と「絆づくり」の推進に取り組む。
 - ③ 定期的な情報交換の機会を設置する。
 - ④ キャリア教育を含めた社会性を育む指導の充実、規範意識・コミュニケーション能力の育成に取り組む。
- (2) 生徒本人に対する対応
 - ① 相談支援体制の充実を図る（スクールカウンセラー、非常勤養護講師、非常勤教育相談員等）。
 - ② 特別活動、道徳教育の充実に努め、援助希求的態度やしなやかな心を育む。
 - ③ 生徒の個々の学力に応じた様々な学習指導に取り組む。
- (3) 保護者に対する支援
 - ① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用
 - ② 保護者のための不登校研修会の活用（思春期の子どもと向き合う保護者のためのセミナー等）
- (4) 中学校との連携
 - ① 中学校と互いに情報の共有化を図り、学校説明会や体験入学等を実施し、高校における不応の事前防止を図る。

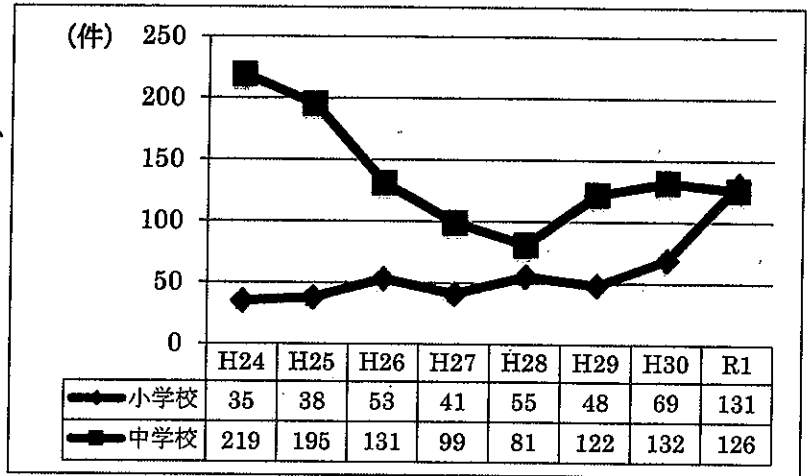
高校教育課 指導主事 小林 太郎
TEL : 055-223-1763 (内) 8342

令和元年度 生徒指導上の諸課題調査の経年比較 義務教育課

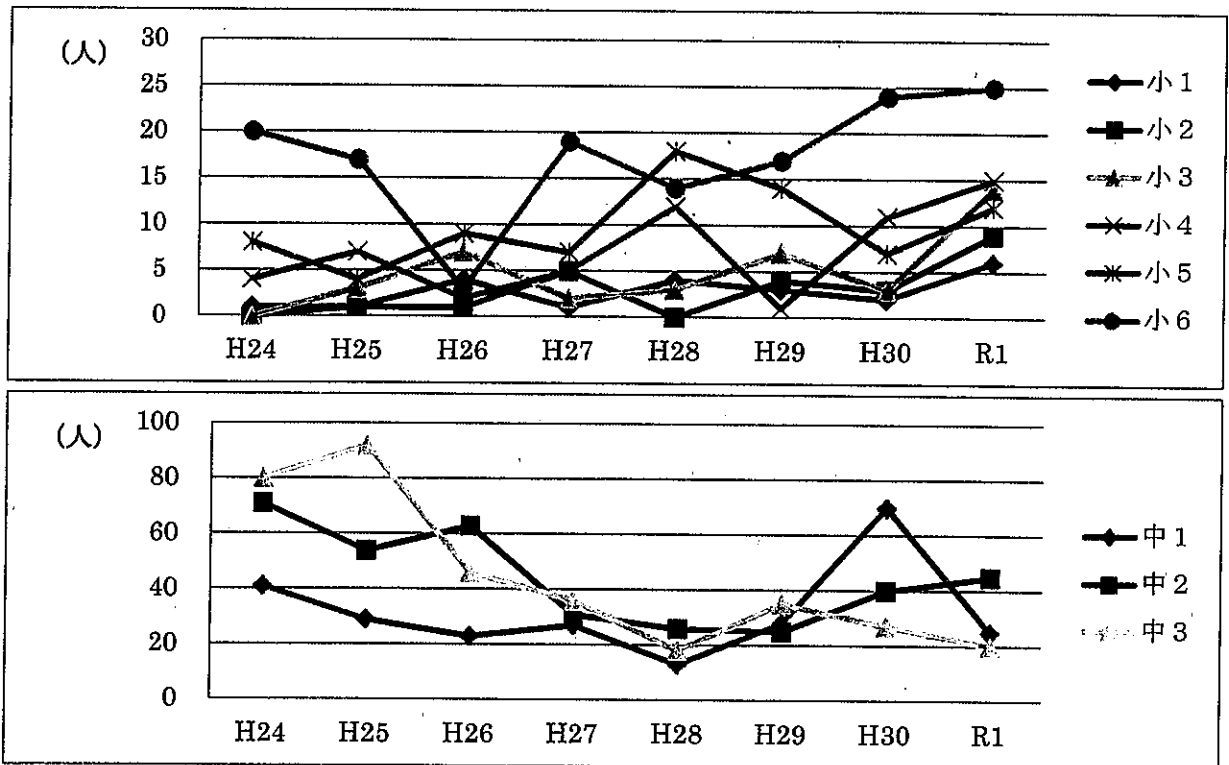
1 暴力行為の発生

(1) 経年変化

- ・前年度より、小学校62件増、中学校6件減である。
- ・小学校においては、生徒間暴力が大幅に増加した。中学校においては、生徒間暴力が減少したものの、対教師暴力の増加により、全体の発生件数は高止まりした。



(2) 学年別加害児童生徒数



暴力行為の主な事例

小学校

- ・低中学年の男子児童が同級生を衝動的に殴ったり蹴ったりした。また、6年生の男子児童がふざけっこの延長で相手を叩いたり壁に押しつけた。
- ・特別支援教室に在籍する児童が、個別に指導したりけんかの仲裁に入ったりした教師に対して、興奮を抑えきれずに暴力を振るう行為を複数回繰り返した。

中学校

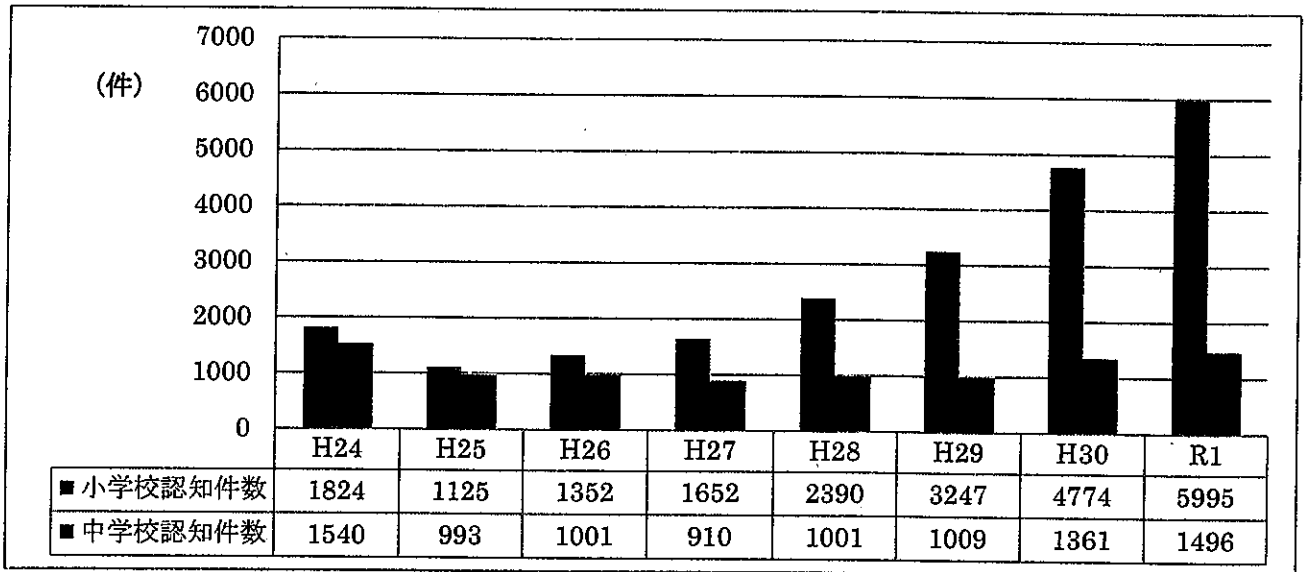
- ・2年生の男子生徒が3年生の男子生徒に対して殴って眼鏡を壊したり、別の2年生の男子生徒が同じ部活動の1年生の首を絞めたりするなど、他学年への暴力行為があった。
- ・特定の課題を持つ生徒が、教師の指導に従わずに暴力を振るったり器物を損壊したりする行為を複数回繰り返した。

■暴力行為

お互いに意思の疎通ができなかったり自分の要求が通らなかったりした時に感情的になり手を出すケースが多く、さらに丁寧な指導が必要である。また暴力行為を繰り返す児童生徒に関して、保護者や関係機関と連携をして指導をしてきたが、改善が見られないといった報告もあった。しかし平素より行っている道徳教育や生徒指導、特別活動等をとおしての集団づくりや自尊感情の高揚を図る取組が浸透し、全体としては児童生徒が落ち着いて学校生活を送ることができている。S C等を活用した教育相談体制の充実も要因の一つとして考えられる。

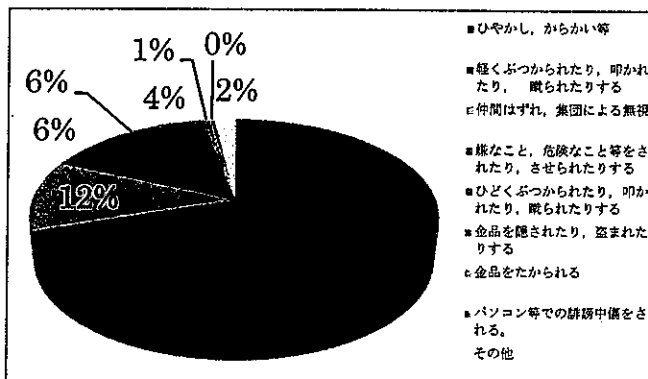
2 いじめの認知件数

(1) 経年変化

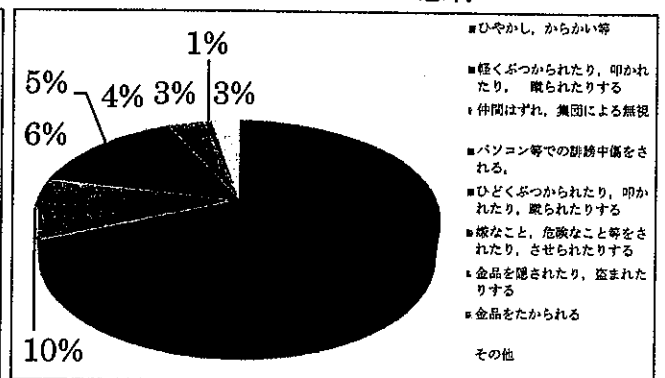


(2) いじめの態様

小学校 いじめの態様



中学校 いじめの態様



いじめの解消状況

- ・「解消しているもの」 小学校 5, 233件 (87.3%) 中学校 1, 299件 (86.8%)
- ・「解消に向けて取組中」 小学校 753件 (12.6%) 中学校 197件 (13.2%)
- ・「その他」 小学校 9件 (0.2%) 中学校 0件 (0.0%)

○ 令和元年度末までの調査回答では上記のとおりだが、3ヶ月後の令和2年6月末でいじめの解消状況について追調査を行った結果、解消率が小学校98.4%、中学校98.1%となり、さらに9月末の追調査では、解消率が小学校99.1%、中学校99.5%となった。

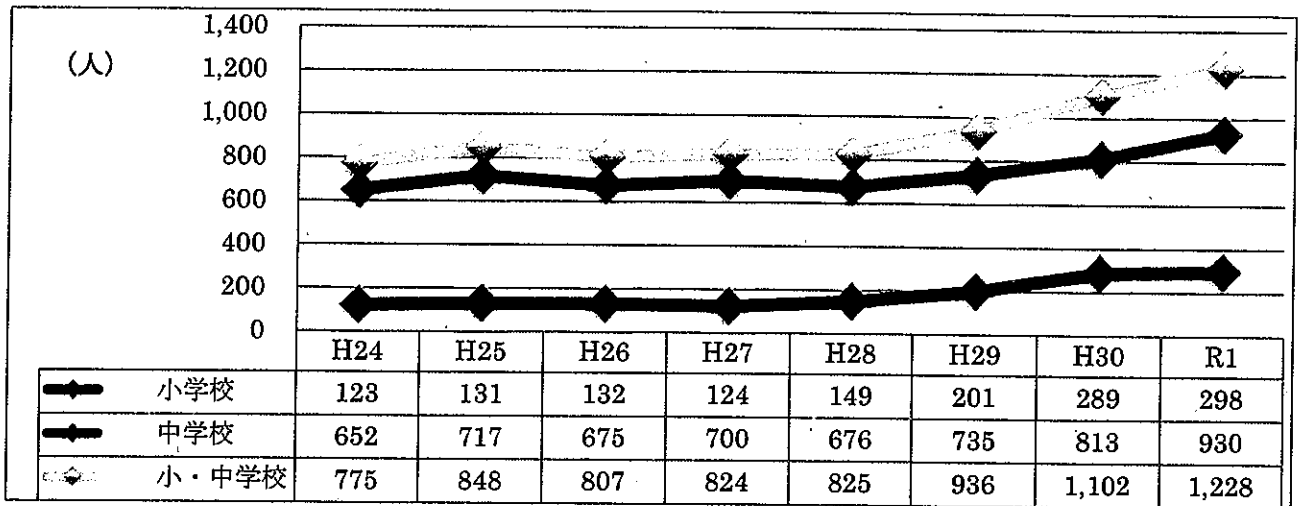
■いじめ

いじめの認知をすることが、いじめ対策、そして解消への第一歩であり、微細な時点での早期対応こそ、いじめ防止にもっとも効果があるということについて、繰り返し指導してきた。また、いじめ防止対策推進法の施行による学校いじめ防止基本方針の策定等により、教職員や児童生徒のいじめ問題に対する意識が高まり、些細なものでも積極的認知を行い対応したため、全国同様、認知件数が増加している現状である。

また、いじめアンケート調査の実施率は昨年度に続き小・中学校とも100%であった。アンケート調査が各学校で定着しており方法も工夫されたことで児童生徒が答えやすくなったこと、また児童生徒が教師に相談しやすくなったことも認知件数の増加要因であると考えられる。いじめの発生件数を減少させつつ、いじめの認知率を高められるよう、児童生徒相互のよりよい人間関係及び教師と児童生徒の信頼関係の構築を目指した、学級経営の充実に努めていく必要がある。

3 不登校者数

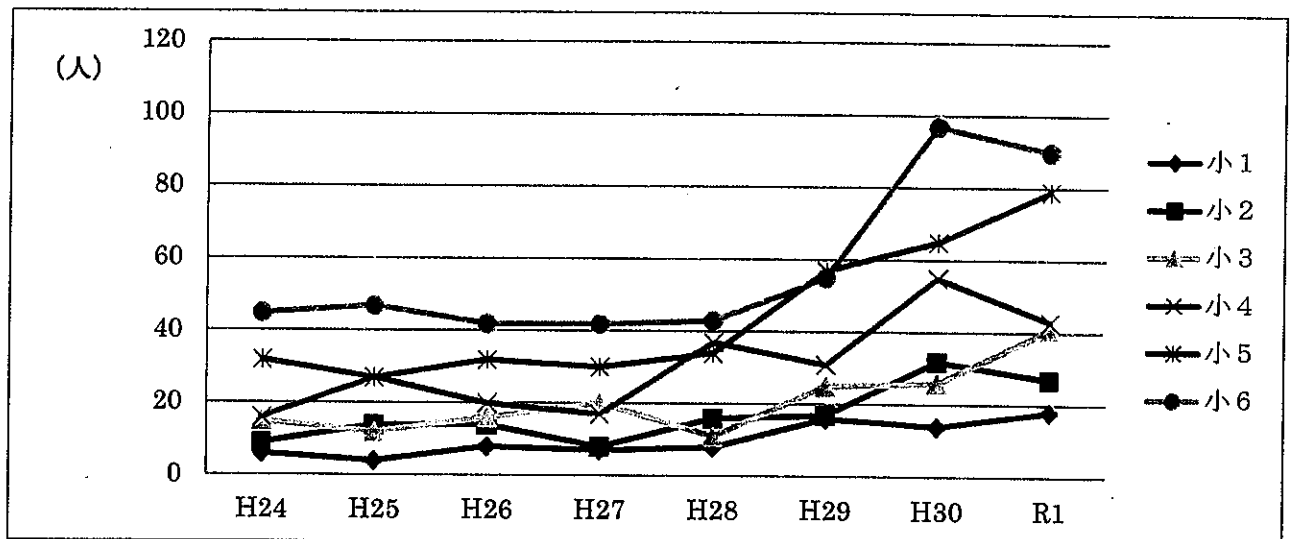
(1) 経年変化



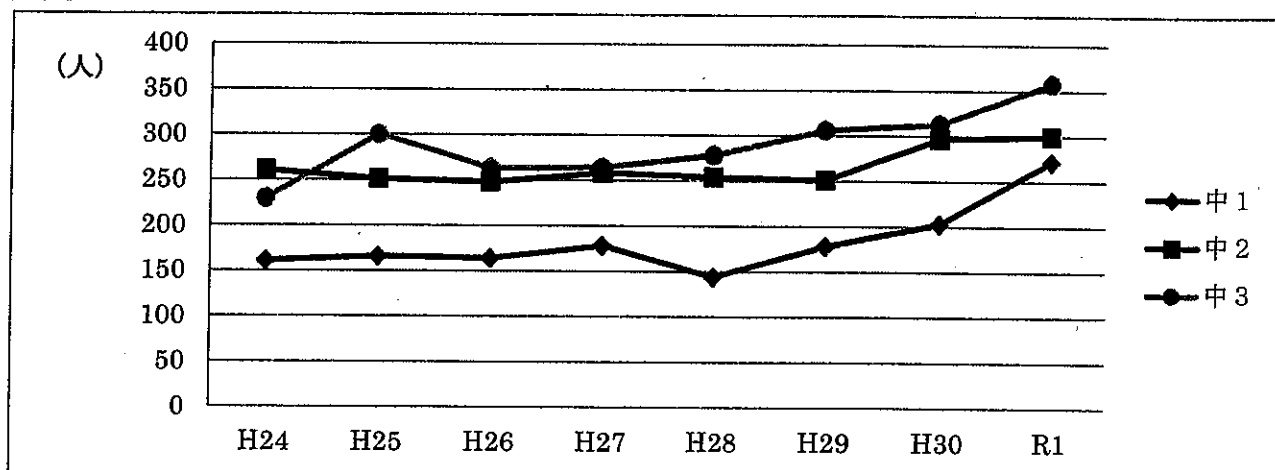
- ・小学校298人
(うち90日以上が151人 うち出席日数10日以下36人 うち出席日数0日13人)
- ・中学校930人
(うち90日以上が541人 うち出席日数10日以下104人 うち出席日数0日29人)

(2) 学年別不登校者数

小学校



中学校



不登校児童生徒の要因

小学校

前年度からの不登校を継続してしまっていたり、不登校者数の半数近くが90日以上欠席であったりすることなどから、事態がだんだん深刻化、低年齢化している様子がうかがえる。要因が多岐にわたり家庭環境等も複雑化しているため、一人一人に寄り添った支援には時間を要する。SCによる心理的な見立てに加え、SSWによる福祉的な見立て、学校の教職員による学校生活の見立てにより、児童の状況を正確にアセスメントした上で、支援をする必要がある。

主たる要因としては、「無気力、不安」が47.7%、「親子の関わり方」が20.1%、「生活リズムの乱れ、遊び、非行」が9.4%と続き、「いじめを除く友人関係の問題」が6.4%である。家庭環境の急激な変化や複雑化が急速に進んだことが、無気力や不安などの情緒的混乱、学業不振等、多方面にわたり影響を及ぼしていると考えられる。

中学校

前年度からの不登校を継続してしまっている生徒や、新たな環境での学校生活に適応できなかったり新たな人間関係の構築に困難を感じたりすることで不登校となってしまった生徒が増加している。

主たる要因としては、「無気力、不安」が42.7%、「いじめを除く友人関係の問題」が12.7%、「生活リズムの乱れ、遊び、非行」が10.2%、「学業の不振」が8.8%と続く。学習面や運動面、人間関係の再構築、環境の変化への対応などによる不安に加え、発達段階上、他者との比較ができるようになることにより劣等感を抱くことが要因であると考えられる。学校生活や授業におけるつまずきができるべく少なくなるよう小・中学校の連携をさらに強化していくため、きめ細かな支援や多方面からのアプローチが必要であり、関係機関との連携の強化などの対策が必要と思われる。

■不登校

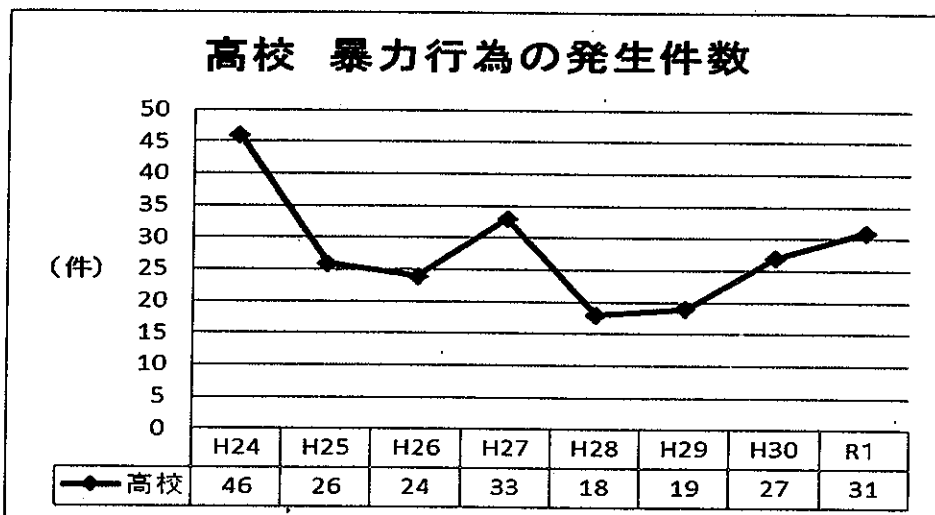
不登校への取組については、常に危機意識を持つとともに、未然防止・早期対応が最大の対策であることをこれまで以上に啓発していく。また、中1ギャップの軽減のために、小・中連携をさらに推進するとともに、誰もが安心して生活できる居心地のよい学級づくりの推進に努める。さらに、SCやSSW活用事業の効果的活用を推進し、「教育相談体制の充実」等、指導体制づくりや環境づくりに重点的に取り組んでいく。

また、不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要がある。一人一人の可能性を伸ばせるよう、市町村の教育支援センター等、学校外の学びの場の整備及び充実を図っていく必要がある。

令和元年度 生徒指導上の諸課題調査の概要

高校教育課

1 暴力行為

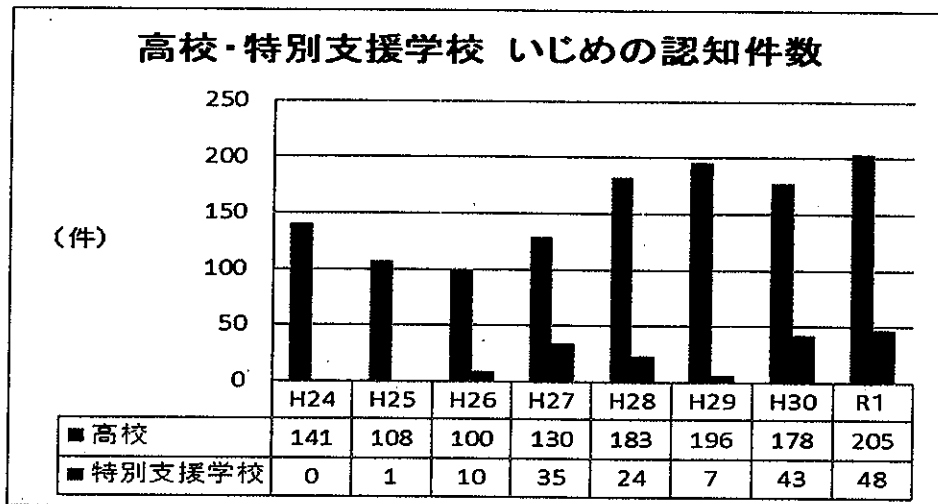


前年度に比べ4件増加している。平成28年以降、徐々に増加している。

「生徒間暴力」が多く、いじめの積極的認知が暴力行為の把握促進に繋がっていると考えられる。

2 いじめ

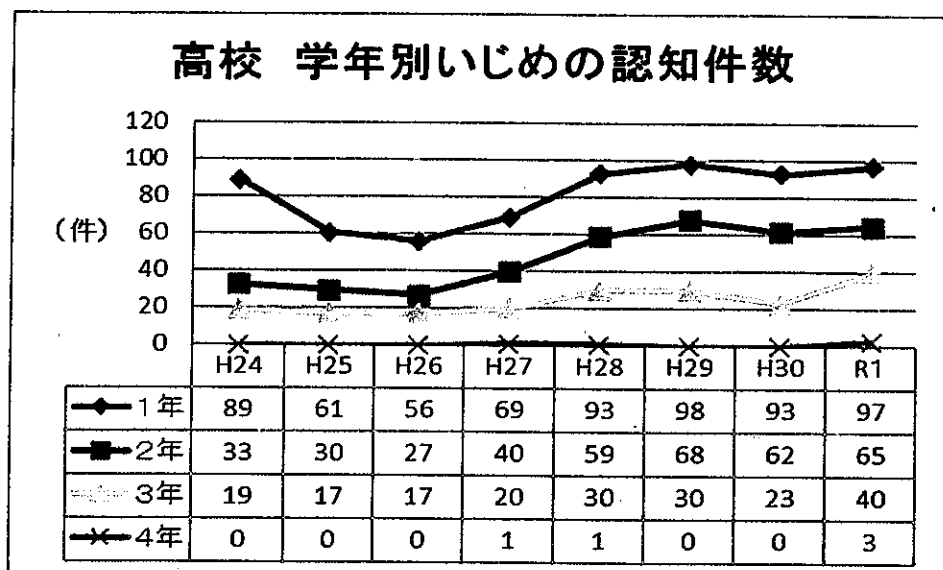
(1) 認知件数 高校・特別支援学校別



高校の認知件数は200件を超え、過去最多となった。いじめの認知への理解が進んできたと考えられる。

特別支援学校も最多となった。いじめの捉え方や認知精度も高くなり、未然防止や早期発見のための啓発教育や指導が行き届いてきた結果であると考えられる。

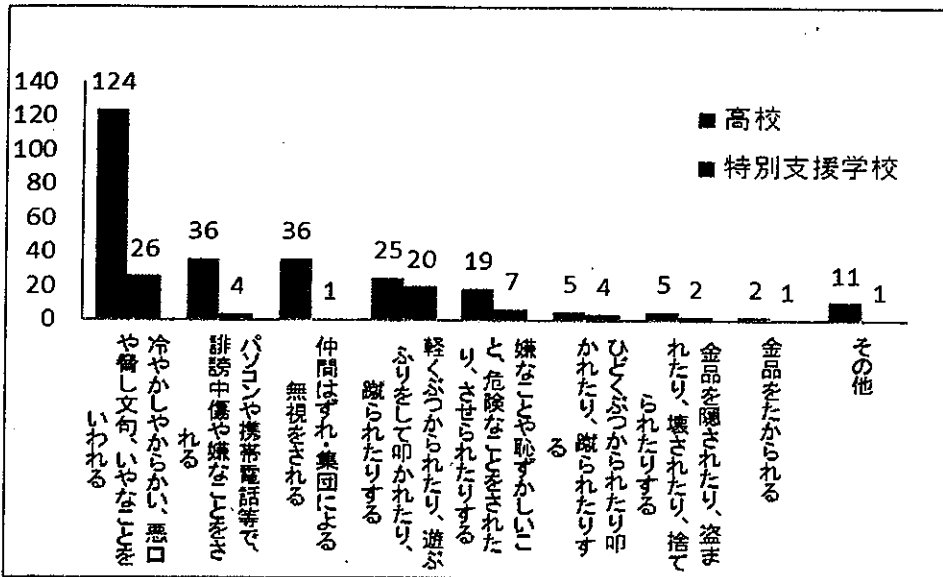
(2) 高校 学年別



1年生が最も多く、学年が上がるとともに減少する傾向が見られる。

高校では広範囲な中学校から生徒が集まるため、1年生の時期は人間関係の構築に苦労することが多いと考えられる。

(3) いじめの態様 高校・特別支援学校別

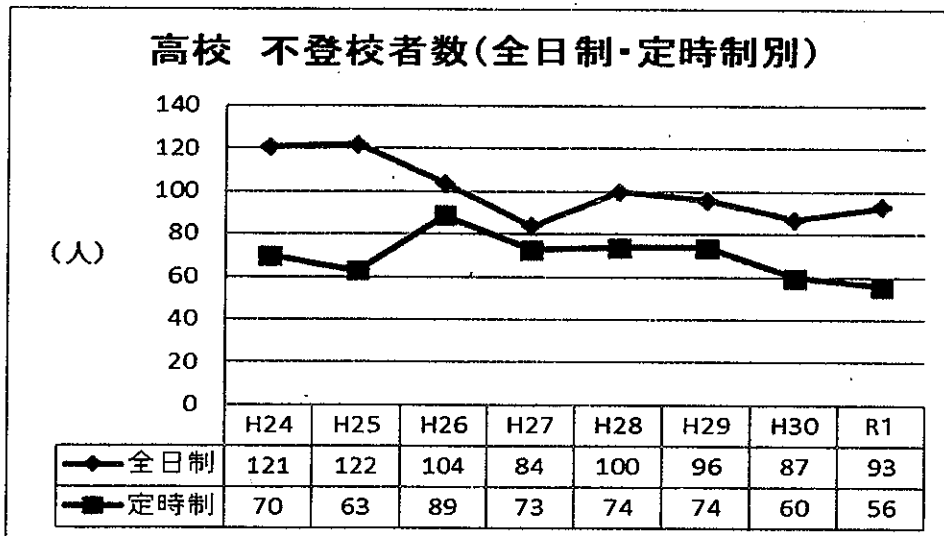


高校では、「冷やかしからかしい、悪口や脅し文句、いやなことをいわれる」が最も多い。

次いで「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が多い状況である。

3 不登校

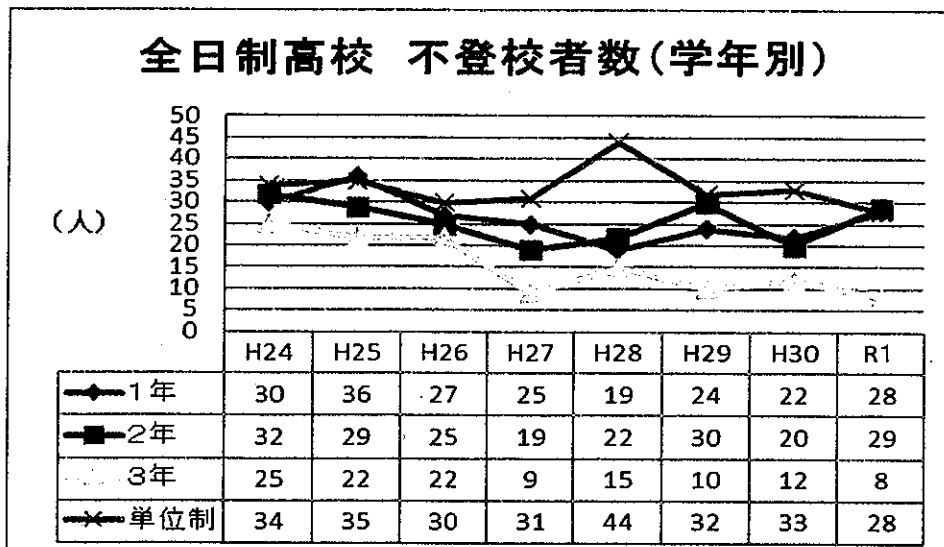
(1) 高校 全日制・定時制別



前年度に比べ、全日制は6名の増加、定時制は4名の減少となっている。

全日制は100名前後、定時制は70名前後で推移している。

(2) 全日制高校 学年別

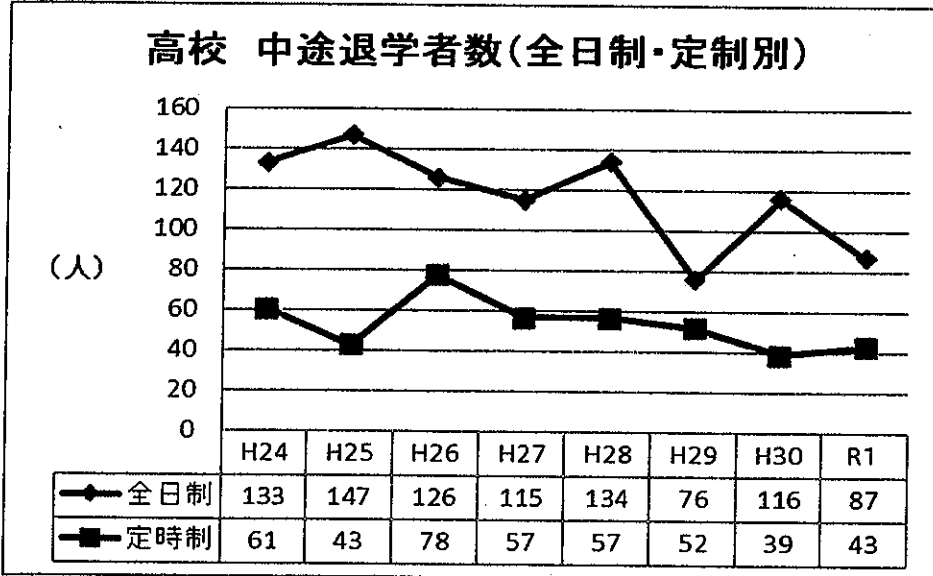


全体として、1、2年生が多く、3年生が最も少ない傾向は続いている。

不登校対策としては、学校と家庭が情報を共有して、不登校の要因の把握に努め、関係機関と連携しながら、個々の生徒に対してきめ細やかな支援を一層進める必要がある。

4 中途退学

(1) 高校 全日制・定時制別

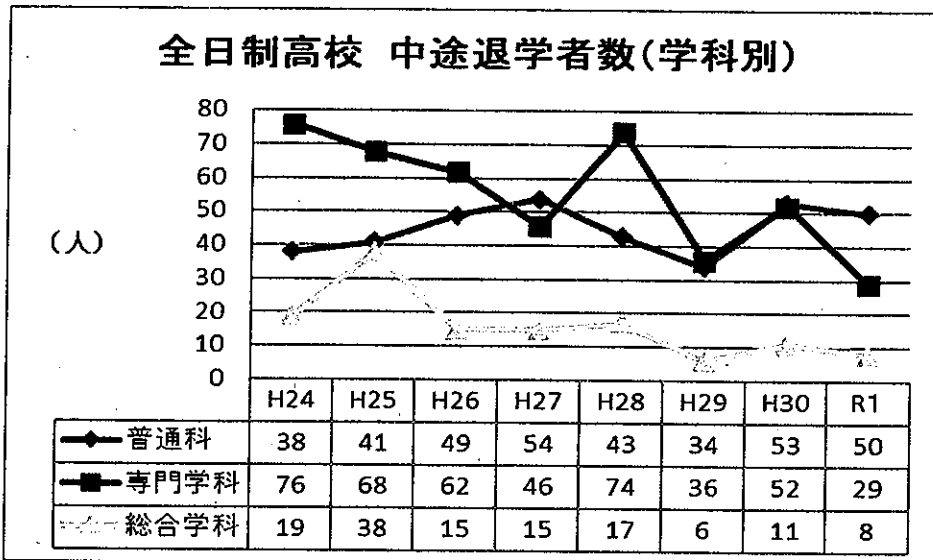


前年度に比べ、全日制では 29 名の減少、定時制では 4 名の増加であった。

特に全日制においては、平成 29 年度以降、100 名前後で推移している。

相談支援体制の整備及び生徒指導上の取組を継続していく必要がある。

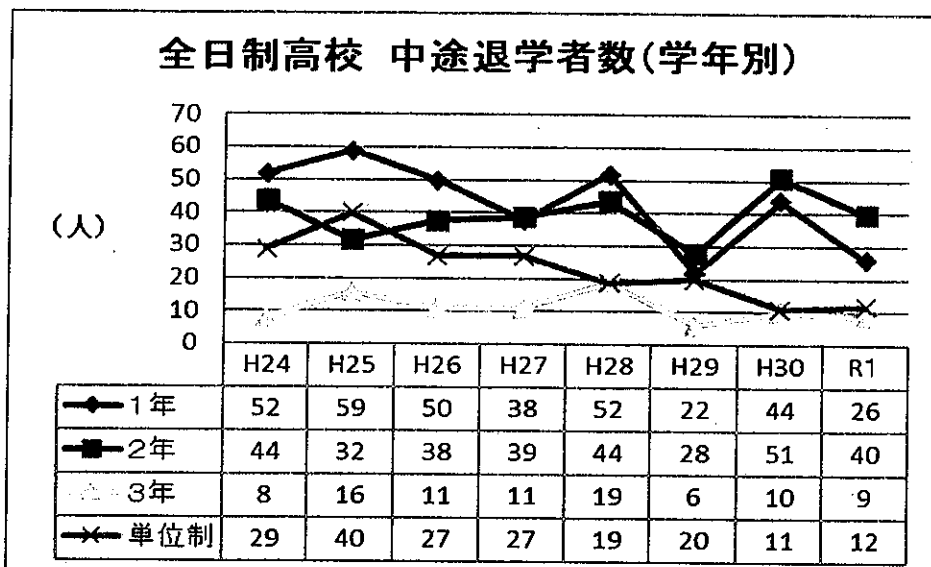
(2) 全日制高校 学科別



専門学科の中途退学者数は、大きく減少しているが、中途退学率で見ると、専門学科が高い傾向は続いている。

中学校と情報の共有を図り、入学後の不適応の事前防止に努める必要がある。

(3) 全日制高校 学年別



学年が上がるにつれて減少する傾向が続いていたが、平成 29 年度以降、2 年生が多い状況となっている。

学校生活や学業に適應できず、進路変更したことも考えられる。

個々の生徒に対応した指導・支援を行う必要がある。

(令和2年10月22日 定例教育委員会)

課名 高校改革・特別支援教育課

件名 令和2年度中学校卒業予定者の第1次進路希望調査結果の概要について

- 経緯
- 1 調査基準日 令和2年9月20日
 - 2 調査対象者 7,140人
※ 県内の中学校88校(国立1、公立81、私立6)の第3学年に在籍する全生徒(特別支援学校中等部は含まない。)
 - 3 調査目的 毎年度2回(基準日①9/20 ②12/20)実施することにより、卒業後の進路希望状況を把握し、進路指導等の資料とする。

1 総括表及び進学希望者

区 分	希望者数	希望率	前年同期		
			希望者数	希望率	
進学希望者	7,028人	98.43%	7,231人	98.89%	
内 内 訳	(全日制高校・高専)	(6,715人)	(94.05%)	(6,948人)	(95.02%)
	[県内公立高校]	[5,763人]	[80.71%]	[6,093人]	[83.33%]
	[県内私立高校]	[801人]	[11.22%]	[690人]	[9.44%]
	[県外高校・高専]	[151人]	[2.11%]	[165人]	[2.26%]
	(定時制・通信制高校)	(246人)	(3.45%)	(229人)	(3.13%)
(特別支援学校)	(67人)	(0.94%)	(54人)	(0.74%)	
就職希望者	19人	0.27%	22人	0.30%	
その他(各種学校等)	93人	1.30%	59人	0.81%	
合計	7,140人	100.00%	7,312人	100.00%	

- 希望率は四捨五入のため、構成比の計は一致しないことがある。
- 調査対象者(7,140人)は、前年同期に比べ172人少ない。
- 全日制高校等希望者は、前年同期に比べ233人少なく、希望率は0.97ポイント低い。
- 県内公立高校希望者は、前年同期に比べ330人少なく、希望率は2.62ポイント低い。
- 県内私立高校希望者は、前年同期に比べ111人多く、希望率は1.78ポイント高い。
- 県外高校・高専希望者は、前年同期に比べ14人少なく、希望率は0.15ポイント低い。
- 定時制・通信制高校希望者は、前年同期に比べ17人多く、希望率は0.32ポイント高い。

2 就職希望者

区 分	希望者数	希望率	前年同期	
			希望者数	希望率
県内就職希望者	17人	0.24%	20人	0.27%
県外就職希望者	2人	0.03%	2人	0.03%
計	19人	0.27%	22人	0.30%

○合計は、前年同期に比べ3人少なく、希望率は0.03ポイント低い。

3 その他(専修学校・各種学校、家事手伝い、進路未定、病気療養中など)

区 分	希望者数	希望率	前年同期	
			希望者数	希望率
専修学校・各種学校	17人	0.24%	6人	0.08%
無業(家事手伝い等)	17人	0.24%	28人	0.38%
不詳(未定・病気療養中等)	59人	0.83%	25人	0.34%
計	93人	1.30%	59人	0.81%

○合計は、前年同期に比べ34人多く、希望率は0.49ポイント高い。

